

仕様書

- 1 事業名称
小学校給食運営事業費
中学校給食運営事業費
- 2 件名
小中学校給食室厨房設備保守点検清掃業務委託
- 3 委託場所
 - (1) 蕪崎小学校 蕪崎市本町2丁目2番41号
 - (2) 穂坂小学校 蕪崎市穂坂町宮久保6121番地
 - (3) 蕪崎北東小学校 蕪崎市藤井町駒井1912番地
 - (4) 蕪崎北西小学校 蕪崎市清哲町青木193番地1
 - (5) 甘利小学校 蕪崎市大草町上條東割821番地1
 - (6) 蕪崎西中学校 蕪崎市神山町鍋山1番地1
 - (7) 蕪崎東中学校 蕪崎市藤井町南下條371番地
- 4 委託期間
契約締結日 ～ 令和8年3月31日
- 5 業務内容
 - (1) 厨房機器保守点検清掃
(詳細は別紙「厨房機器保守点検清掃特記仕様書」のとおり)
 - (2) 厨房換気扇及びびフード保守点検清掃
(詳細は別紙「厨房換気扇及びびフード保守点検清掃特記仕様書」のとおり)
 - (3) 冷凍冷蔵庫保守点検清掃
(詳細は別紙「冷凍冷蔵庫保守点検清掃特記仕様書」のとおり)
- 6 清掃点検業務
厨房機器・厨房換気扇及びびフード・冷凍冷蔵庫の定期清掃・保守点検については、令和7年8月22日までに、各校1回実施すること。
- 7 保守業務
清掃点検後から令和8年3月31日の期間において当該機械器具の不都合が発生した場合は、通常時は現場と相談のうえ、24時間以内に対応することとし、緊急時は3時間以内に対応すること。
(部品等[消耗品以外]については、別途有償とすること。)
※ 修理対応時は、機器の不具合箇所の原因及び修理計画を提示すること。(故障原因等により、上記時間内に修理対応ができない場合であっても、少なくとも受託者(担当者)が上記時間内に現場に到着し、不具合箇所について対応を行うこと。)
- 8 費用分担
この業務委託において清掃、点検業務及びび保守に必要な用具、消耗品、補充品等の労務以外の費用についても受託者が負担すること。
- 9 報告の義務
 - (1) 清掃点検業務が完了したときは、遅滞なく管理業務内容実施の写真(作業前・作業中・作業後)を揃え、報告書(作業内容・点検項目・結果)を作成し、委託者に提出し、検収を受けること。
 - (2) 委託業務の全てが完了したときは、報告書等を作成し、委託者に提出して検収を受けること。
 - (3) 厨房設備等の欠陥・故障を発見したときは、直ちに委託者に報告すること。
- 10 支払方法
一括払い
※すべての業務完了後、本仕様書「9報告の義務(2)」に定める書類を委託者が検収したのち、受託者からの請求書に基づき支払うこととする。

11 その他

- (1) 作業日程等については、事前に担当及び各小中学校管理者と打ち合わせのうえ、実施すること。
- (2) 作業にあたり、安全対策を十分に施し、複数の作業員で作業を行うこと。
- (3) 学校運営等に支障が生じないよう、留意し業務を行うこと。
- (4) 受託者の責めに帰すべき事由により、委託者の建造物、機器等を滅失もしくは毀損したとき、または委託者に損害を与えたときは、受託者の負担において、委託者の指定する期限までに現状を回復、またはその損害を賠償すること。
- (5) この仕様書に定めがない事項または疑義が生じた場合は、市担当者と協議のうえ決定すること。

12 担当課

韮崎市教育委員会 教育課 学校教育担当
(韮崎市水神1丁目3番1号／電話 0551-45-7208)